

○総務省告示第四百十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

第2の別表8-5を次のように改める。

別表8-5 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz帯の 周波数の電波 を使用する無 線設備	2441.75MHz 2484MHz				
5150MHzを超 え5350MHz以 下の周波数の 電波を使用す る無線設備	占有周波数帯幅が19MHz以下 の無線設備	5170MHz * 5180MHz 5190MHz * 5200MHz	5210MHz * 5220MHz 5230MHz * 5240MHz	5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz	占有周波数帯幅が19MHzを超 え38MHz以下の無線設備
		5190MHz 5230MHz 5270MHz 5310MHz			

	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5210MHz	5290MHz
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5250MHz	
5470MHzを超え5725MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19.7MHz以下の無線設備	5500MHz	5520MHz 5540MHz 5560MHz
	占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	5580MHz	5600MHz 5620MHz 5640MHz
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5660MHz	5680MHz 5700MHz
	占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	5510MHz	5550MHz 5590MHz 5630MHz
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5670MHz	
占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5530MHz	5610MHz
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5570MHz	
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの		

設備	
27GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であって、27.02GHz及び27.02GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。